

審 査 基 準

基準の名称	海岸保全区域の行為の許可審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
海岸法	第8条 第1項	海岸保全区域内の行為の許可
基 準 の 内 容		
<p>海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第8条第1項に規定する海岸保全区域内の行為の許可については海岸法、海岸法施行令（昭和31年11月7日政令第332号）、海岸法施行規則（昭和31年11月10日農林・運輸・建設省令第1号）、海岸法施行条例（平成12年3月28日徳島県条例第54号）及び海岸法施行細則（昭和42年3月31日徳島県規則第42号）に定めがあるもののほか、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全区域の行為の許可を受けようとする者は、海岸法施行細則で定める申請書を用い、所定の事項を漏れなく記入していること。 2 海岸保全区域内の行為の許可を受けようとする者の行為が以下の条件を満たしていること <ol style="list-style-type: none"> ①行為目的が、公共用財産である土地の公共的性格に十分留意されたものであり、その用途又は目的を妨げないものあること ②他の海岸保全施設の維持及び管理等、海岸の保全に支障を与えないこと ③工作物等を設置する場合、安全な構造であること ④土砂採取、危険物の設置等、他の法令により規制を受ける行為をする場合は当該規則に従うこと ⑤付近の航行等に対する支障がないこと ⑥近隣事業者の事業活動に支障を与えないこと（与える場合は同意書をもって足る） ⑦水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと 3 他の法律の許可等を受けた行為は、許可等の内容となっている行為のみに限られ、許可等を受けた行為に関連する他の行為又は許可等を受けた行為をするための他の行為を含まないものとする。 <p>標準処理期間20日 ただし、次の事項については30日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第8条第1項第1号の規定による土石（砂を含む。）の採取の許可については、採取量が2,000㎡以上のもの 2 法第8条第1項第2号の規定による施設等の新築等の許可及び同項第3号の規定による土地の掘削等の許可については、2,000㎡以上のもの若しくは2,000㎡以上のもの 		